

報 告 書

「今後の出入国在留管理行政の在り方」

令和 2 年 1 2 月
第 7 次出入国管理政策懇談会

第7次出入国管理政策懇談会委員

[座長]	た田	なか中	あき明	ひこ彦	政策研究大学院大学長	
[座長代理]	やす安	とみ富	きよし潔	慶應義塾大学名誉教授・ 京都産業大学法学部客員教授		
	あお青	き木	えい英	じ二	目黒区長	
	あか明	し石	じゅん純	いち一	筑波大学人文社会系准教授	
	あき秋	づき月	ひろ弘	こ子	亜細亜大学国際関係学部教授	
	あさ浅	い井	よし由	たか崇	豊橋市長 (第23回会合まで ^{さはらこういち} 佐原光一氏)	
	いち市	かわ川	まさ正	し司	弁護士	
	おか岡	へ部	みどり		上智大学法学部教授	
	おく奥	わき脇	なお直	や也	東京大学名誉教授	
	ロバーツ・グレンダ				早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授	
	たか高	はし橋	すすむ進		日本総合研究所チェアマン・エメリタス	
	たき滝	ざわ澤	さぶ三	ろう郎	東洋英和女学院大学名誉教授	
	つ湊	もと元	よし良	あき明	日本商工会議所産業政策第二部長 (第14回会合まで ^{あおやまのぶよし} 青山伸悦氏)	
	に仁	だいら平	あきら章		日本労働組合総連合会総合政策推進局長 (第16回会合まで ^{むらかみようこ} 村上陽子氏)	
	の野	ぐち口	き貴	く公	み美	一橋大学大学院法学研究科教授
	ほり堀	うち内	やす保	きよ潔	日本経済団体連合会産業政策本部長 (第19回会合まで ^{いのうえたかし} 井上隆氏)	

(敬称略，座長及び座長代理以外五十音順)

目 次

第 1	はじめに	1
第 2	外国人との共生のための取組	3
第 3	我が国への外国人材の円滑な受入れ	7
第 4	技能実習制度の適正化に向けた取組	12
第 5	観光立国の実現に向けた取組	15
第 6	安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在対策等の推進	17
第 7	難民の適正かつ迅速な保護の推進	19
第 8	出入国在留管理における新型コロナウイルス感染症への対策	23
第 9	その他	26

第1 はじめに

平成28年9月、第7次出入国管理政策懇談会が設置され、4年3か月を経過したが、この間、出入国在留管理行政は大きな変革期を迎え、新しい時代に入ったと言えよう。

平成30年7月24日に「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」が閣議決定され、全ての外国人を孤立させることなく、社会を構成する一員として受け入れていくという視点に立ち、外国人が日本人と同様に公共サービスを享受し、安心して生活することができる環境を全力で整備するという考えが示され、初めて政府として、共生社会を実現していくこと、そのための環境整備を行っていくことを宣言した。また、深刻な人手不足への対応として、平成30年12月14日に出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法が改正され、平成31年4月1日から特定技能制度が実施されている。

このように、今後我が国において多くの外国人材を受け入れることが想定される中、それらの方々を含む在留外国人の受入れ環境整備が喫緊の課題となったことから、特定技能制度の施行と同日、出入国在留管理庁が新設され、外国人の受入れと共生施策を担うこととなった。

当懇談会においては、平成28年9月の第1回会合から出入国在留管理行政の課題について議論を行い、平成31年4月26日に策定された出入国在留管理基本計画の策定過程において意見を申し述べた。

同基本計画の策定後、これまで10回の会合を重ね、外国人との共生社会の実現に向けた取組や、特定技能制度を含む出入国在留管理行政全般の諸課題について、幅広く議論・検討を行ってきた。特に、迅速な送還の大きな障害となっていた送還忌避者等の問題を解決するため、令和元年10月、当懇談会の下に「収容・送還に関する専門部会」が設置された。同専門部会からは令和2年6月、在留が認められない外国人を迅速に本国に送還する措置、収容の長期化を防止するための措置及び収容中の適正な処遇を実施する措置について「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」(報告書)を受け、7月に同提言を法務大臣に提出した。

本報告書の作成に当たっては、前述のとおり平成31年4月に出入国在留管理基本計画が策定されたことを踏まえ、それ以降の会合における議論を重点的に盛り込むこととした。

当懇談会においては、出入国在留管理行政を取り巻く様々な課題等につい

て議論・検討を行ってきたところであるが、令和2年初頭からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応を見ると、今後はより一層、新しい課題への対応が出入国在留管理行政に求められていくものと考えらる。

さらに、情報化社会の進展に伴い、出入国在留管理行政も、オンライン申請の対象範囲の更なる拡大、ウォークスルー型の自動化ゲートの検討、AI技術の活用など、我が国の最先端技術を積極的に導入し、デジタル化の推進などにより、利用者の利便性向上を図りつつ、効率的・効果的な行政へと転換していくことが必要である。そのためには、出入国在留管理行政に従事する職員が知識を深め、経験を積むことができるよう十分な体制の整備を行い、我が国の安全・安心を実現しつつ、外国人の多様な立場を考慮した出入国在留管理行政を実現するよう期待したい。

当懇談会における議論についてまとめられた本報告書が、今後の政策・諸施策の検討や新たな出入国在留管理基本計画の策定等に活用され、施策のより一層の展開や深化に貢献することを願うものである。

第2 外国人との共生のための取組

(1) 現状・背景

令和元年末における在留外国人数は293万3,137人であり、過去最高となった¹。在留外国人数は、平成25年以降増加傾向にあり(資料1)、第7次出入国管理政策懇談会が設置された平成28年末の数値と比べると、約55万人(23.1%)増加している。

また、我が国の総人口(1億2,616万7千人(令和元年10月1日現在))に占める在留外国人の割合は2.32%であり、在留外国人の増加に伴い、平成28年当時(1.88%)に比べて上昇している。

このような状況において、これまで、在留外国人との共生社会の実現に向けた取組は、地域住民としての外国人に対する取組として、地方公共団体がその担い手となって進められてきた。また、政府は、今後も幅広く外国人材の受入れを推進することとしていることから、我が国に在留する外国人は一定の割合で増加していくものと考えられる。

このような状況の下、外国人が日本社会の一員として円滑に生活できるようにしていく必要があるとの認識に基づき、政府として、平成30年7月24日に「外国人の受入れ環境の整備に関する業務の基本方針について」を閣議決定した。また、新たな外国人材の受入れ及び受入れ環境の整備について、政府が一体となって総合的な検討を行うため、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」が設置された。

そして、平成30年12月、同会議において、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(以下「総合的対応策」という。)が策定された。

総合的対応策の令和2年7月の改訂(令和2年度改訂)では、外国人材の受入れ環境を更に充実・推進させる観点から、外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組、日本語教育の充実、外国人の子供に係る対策、新たな在留管理体制の構築等に関する191の施策が盛り込まれ、政府全体でこれらの施策を着実に実施し、共生社会の実現を目指すこととされている(資料2)。

(2) 検討事項等

¹ 令和2年6月末における在留外国人数は288万5,904人である。

外国人との共生社会の実現のためには、外国人を含む全ての人々が互いの人権を尊重する社会であることが重要である。そのため、外国人が差別を受けることのないよう、言語、宗教、文化、習慣等の違いから生じる様々な差別が許されないものであることについて、国民が理解を深めることが重要であり、そのための啓発活動をこれまで以上に推進していく必要がある。

その上で、共生社会の実現に向け、より実情に即した効果的な取組を行うためには、外国人が職業生活、日常生活又は社会生活において抱える問題点を出入国在留管理庁等関係省庁が的確に把握し、共生施策を策定することが必要である。そのためには、出入国在留管理庁が中心となり外国人の受入れ環境整備について各方面から意見を聴くとともに、多文化共生に取り組んでいる現場に赴き、直接に見聞きすることも重要である。また、共生社会の実現のためには、地域において在留外国人のニーズに応じた支援を適切に行うための専門能力を有する人材が必要であり、今後その育成を行っていくべきである。

平成30年7月から、政府全体で外国人との共生社会の実現に取り組んでいるが、総合的対応策に盛り込まれた各施策を推進し、確実に実施するためには総合的対応策のフォローアップを行うことが重要であり、フォローアップを通じて施策を推進することが共生社会の実現につながると考える。

総合的対応策は平成30年12月の策定以降二度の改訂が行われ、在留外国人との共生社会の実現のための方向性を示すものとして定着してきたと考えられる。今後は、在留外国人との共生社会の実現のため、政府が重点的に取り組む事項を含め、出入国在留管理庁として、目指すべき共生社会の将来像及びロードマップの提示といった中長期的なビジョンを示し、地方公共団体、民間等への協力を求め、積極的に施策を推進していく時期に来ているのではないかと考える。

出入国在留管理庁に対しては、総合調整機能を発揮し、共生社会の実現のためのグランドデザインを創ることに速やかに着手することを求めたい。

総合的対応策（令和2年度改訂）には、多岐にわたる共生施策が提示されているが、今後の改訂や前述の中長期ビジョンの策定等に当たり、出入国在留管理庁には以下の点に留意して対応するよう求めたい。なお、改訂等に当たっては、外国人が多様な文化的背景を持っていることや我が国において様々な活動を行っていることに留意し、多面的な評価を受けるために外国人や共生施策に関わる関係者から各種施策の評価を受ける機会を設けること

が重要である。

- ・外国人受入環境整備交付金については、現在、地方公共団体が設置・運営する一元的相談窓口に関連する業務等に交付されているが、地方公共団体の現場における外国人相談業務は、専門相談窓口以外においても行われていることなどを踏まえ、柔軟な活用が可能となるよう交付対象範囲の見直しについて検討すべきである。
- ・地方出入国在留管理局に配置された受入環境調整担当官は、地方公共団体等と緊密に連携を図り、地方公共団体等に対する支援（職員研修、好事例紹介等）を的確に行うとともに、外国人を支援している現場の声を吸い上げて共生施策に反映させるという重要な役割を担っているため、その活動が充実したものとなるよう体制の強化を図るべきである。
- ・一元的相談窓口における相談を有効に実施できるように、相談員のためのよくある質問・応答集を作成すべきである。また、同質問・応答集のアップデートも適時適切に行うべきである。
- ・一元的相談窓口における相談対応能力の更なる向上のため、例えば、外国人の子供の教育に関する相談に関して、弁護士、民間支援機関、地方公共団体等の関係機関が連携して効果的に対応した事例など、好事例の横展開を行うべきである。
- ・令和2年7月に開所した外国人在留支援センター（F R E S C / フレスク）がより一層活用されるように、センターの取組についての広報や在留外国人へのきめ細やかな支援のための情報発信が望まれる。また、地方公共団体の行政窓口における相談対応が適切に実施されるよう通訳支援等の機能を充実させるとともに、広く地域における多文化共生の取組に係る支援を行い、利用者の声を聴いて、その機能の改善・向上を図っていくことが期待される。さらに、法務省ホームページの「外国人生活支援ポータルサイト」において、日本で生活する外国人が必要とする行政情報や生活情報を一元的に発信できるよう、関係省庁と連携して、掲載内容の充実を図るとともに、外国人が理解できる言語で情報に容易にアクセスすることができるように改善すべきである。
- ・「生活・就労ガイドブック」の改訂に当たっては、よくある質問・応答集をホームページに掲載し、分かりやすく利便性のある情報提供を行うことが重要である。また、異なる受入れ状況にある地方公共団体や多様な文化的背景を持つ外国人の意見を踏まえ、内容や形式を見直していくこ

とも検討すべきである。

- ・やさしい日本語については，行政機関のみならず，外国人と一緒に働く日本人・企業等に対しても周知・活用を推進する必要がある。
- ・外国人に対する日本語教育について，出入国在留管理庁は，諸外国の例も参考にして，例えば，外国人が一定の時間数日本語教育を受けられるような制度や外国人の日本語学習に対するモチベーションを高められるような取組などについて，関係省庁等と連携・協力して，検討すべきである。
- ・外国人の児童生徒に対する教育は，日本での生活の基礎となるものであることから，出入国在留管理庁は，関係省庁と連携し，就学前教育の充実や不就学児の解消の方策を速やかに検討すべきである。
- ・中小・小規模事業者の外国人受入れに関する理解を深めるため，日本各地で行われている職場における共生に資する支援や近隣住民との交流等に関する優良事例の紹介等，受入れ企業に対する共生に関する情報提供を行うべきである。

第3 我が国への外国人材の円滑な受入れ

(1) 現状・背景

ア 専門的・技術的分野の外国人の受入れ

我が国の少子高齢化が進む中², 経済社会のグローバル化に伴い, 我が国の企業, 研究機関等においては, 世界で通用する専門知識, 技術等を有し, 異なる教育, 文化等を背景とした発想が期待できる専門的・技術的分野の外国人労働者に対するニーズが一層高まっている(資料3)。

専門的・技術的分野の外国人を積極的に受け入れるための施策の一つとして, 高度人材ポイント制が挙げられる。平成24年5月の制度開始以降の高度人材ポイント制の認定件数の累計は, 令和2年6月時点において2万3, 876件に達している³(資料4)。

そのほか, 外国人起業活動促進事業に関連する制度・運用の拡充や, 留学生の起業を促進するための措置も講じられている(資料5)。

また, 提出書類や手続の簡素化の取組の一層の推進が期待されているところ, 出入国在留管理庁は, 令和元年7月からオンラインによる在留期間更新許可申請等の受付を開始している。そして, 令和2年3月からは, 在留資格認定証明書交付申請, 在留資格変更許可申請等もオンライン申請の対象とし, また, 対象となる在留資格に「特定技能」を加えるなど, 利用範囲の拡大を図っている。

イ 特定技能制度の円滑な実施

² 各種統計(厚生労働省「令和元年(2019)人口動態統計月報年計(概数)の概況」, 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」, 総務省統計局「人口統計(2019年(令和元年)10月1日現在)」)によれば, 我が国における令和元年の出生数は, 86万5, 234人であり, 1899年の調査開始以来, 過去最少となった。総人口の推移について見ると, 令和35年(2053年)には1億人を割って9, 924万人となることが予想されている。また, 高齢化も一層進展し, 総人口に占める65歳以上の高齢者の割合が令和元年の28.4%から令和47年(2065年)には38.4%に増加することが予想されている。少子高齢化の進行に伴い, 平成27年に7, 728万人であった生産年齢人口は, 令和22年(2040年)には6, 000万人を割込むことが予想されている。

³ 令和2年7月17日に閣議決定された成長戦略フォローアップにおいては, 2022年末までに4万人の認定を目指すこととされた。

平成31年4月に導入された特定技能制度で在留する外国人は、令和2年9月末時点において8,769人となっている。特定技能制度に関する許可件数は、同時点において、在留資格認定証明書交付件数が7,109件、在留資格変更許可件数が7,133件、登録支援機関の登録件数が5,105件となっている。また、特定技能に係る技能試験については、同時点において、6か国⁴にて実施され、日本国内における試験と合わせて1万7,781人が合格している（資料6）。

特定技能制度に関しては、その更なる活用に向け、本年度、受入れを希望する企業と外国人材とのマッチング・イベントの開催やコールセンターを設置して相談対応を行っているが、今後、新型コロナウイルス感染症の感染状況を見据えながら、技能試験及び日本語試験の実施回数・実施場所の拡大、二国間取決めの作成の推進など、各種の取組を行うこととしている。

ウ 留学生の適正な受入れの推進

留学生の数は、増加傾向にあり、令和元年5月時点において、31万2,214人⁵となった。しかし、留学生の活躍が期待される一方で、一部の教育機関において、不法滞在、不法就労等につながる所在不明者や所在不明を理由とした除籍者が多く発生している実態や日本語能力が十分ではない留学生が受け入れられている実態について懸念される。

日本語教育機関については、法務大臣の告示で定める適正な日本語教育機関の基準（以下「告示基準」という。）に適合しているものと認められ、その教育機関名が法務大臣の公表する告示に掲載されなければ、留学生を受け入れることができないこととされている。しかし、告示に掲載された日本語教育機関であっても、当初から就労目的で来日する留学生の存在、不適切な在籍管理、不当に高額な手数料等を徴収する悪質な仲介事業者等の問題があった。

そこで、出入国在留管理庁は、令和元年8月、告示から日本語教育機関を抹消する基準を厳格化し、新たな項目（留学生の日本語能力に係る試験の合格率等）を追加するとともに、告示基準適合性を確認するための定期

⁴ フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、ミャンマー及びモンゴル

⁵ 独立行政法人日本学生支援機構「2019(令和元)年度外国人留学生在籍状況調査結果」(令和2年4月)

的な点検及び地方出入国在留管理局への報告の義務付け等の措置を導入した（資料7）。

また、令和元年6月、在籍管理非適正大学等については、改善が認められるまでの間、留学生への在留資格「留学」の付与を停止し、大学等名を公表すること等を盛り込んだ「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」が公表されている（資料8）。

厳格化に向けた措置を執る一方、留学生の就職促進を図るため、令和元年5月に特定活動告示を改正し、本邦の大学又は大学院を卒業・修了した留学生が一定の条件の下で幅広い業務に従事することを認める措置が実施されている（資料9）。

（2）検討事項等

ア 専門的・技術的分野の外国人の受入れ

我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人の受入れについては、より積極的に推進していくことが求められる。世界的に人材獲得競争が激しくなっていることを踏まえると、我が国に海外の優秀な外国人を受け入れるためには、国内の労働市場や産業、国民生活に与える影響等を勘案しつつ、在留資格制度の見直しのみならず、労働環境や生活環境、子供の教育環境についても外国人にとって魅力あるものとするよう、政府全体で総合的な施策の検討を行うべきである。

専門的・技術的分野の外国人が我が国で就労する魅力ある国となるためには、適正な報酬の支払いが確保されることは不可欠な要件である。現在、特定技能制度で導入している受入れ機関からの納税、社会保険加入の届出や報酬の支払いを口座振り込みとすること等、実際の支払額を確認できる方法とすることを他の在留資格においても義務化するような方策について検討されるべきである。

さらに、行政手続のデジタル化の観点から、現在、所属機関や弁護士・行政書士等を通じて在留申請手続をオンラインで実施しているが、今後は外国人本人からのオンライン申請も可能とし、対象となる手続の範囲も永住許可申請や在留カードの有効期間の更新申請等にまで拡大するなど、オンライン申請を一層推進すべきである。今後は、手続の簡素化・利便性向上のために、利用する所属機関等や外国人の声を聴取し、可能な限りオンラインのみで申請が完結するよう検討を進めるべきである。なお、オンライン申請の推進に当たっては、なりすまし申請やブローカーの介在など、

制度が悪用されることのないように配慮しながら推進する必要がある。更に将来的には、在留諸申請の手数料の電子納付（クレジットカードによる支払いなど）、在留資格認定証明書の電子化等、最大限デジタル技術の活用を検討し、実現することが期待される。

在留資格制度の運用においては、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の更なる軽減を図るべきである。

イ 特定技能制度の円滑な実施

特定技能外国人の受入れについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国際的な人の往来が制限されるなど大きな影響を受けているが、今後の事態の収束を見据えて、特定技能制度の利用が広がるように、在留申請のための提出資料を見直し、その簡素化を図るべきである。

また、特定技能制度の適正な運用のため、関係省庁は、特定技能外国人を受け入れる事業主に対し、労働関係法令の周知を図る必要がある。さらに、特定技能外国人の受入れに当たっては、言語や文化等の違いに配慮する必要があるため、受入れに当たって留意すべき点について事業主に情報提供を行うことも重要である。

受け入れた特定技能外国人に、日本人が従事する場合の報酬と同等額以上の適正な報酬が支払われているか等について、出入国在留管理庁において事業主からの届出等により継続的に確認を行い、同等性が維持されていない場合には、特定技能外国人の受入れを認めないなど厳正に対応すべきである。さらに、技能実習制度において保証金や違約金を徴収するなどの問題が顕在化したことを踏まえ、特定技能制度においても、悪質なブローカーの排除を行わなければならない。そのためには、特定技能外国人の受入れに当たって、可能な限り外国人が就職を希望する企業とコンタクトを直接取れるようなスキームを構築することが望ましい。

また、特定技能制度がより活用されるためには、現在技能実習生として在留する者に対し、技能実習修了後に選択可能な進路として特定技能制度の周知を行うことや、留学生等に対する試験実施等の情報提供を行うことも必要である。

今後、出入国在留管理庁において運用の適正化や悪質ブローカーの排除への対応が適切に行われるとともに、更なる受入れ対象の拡大のため特定技能2号への分野追加などが早期に行われるべきである。

出入国在留管理庁においては、改正出入国管理及び難民認定法（平成3

0年12月14日法律第102号)附則第18条第2項に規定する,同法施行後2年を経過した場合における特定技能の在留資格に係る制度の在り方についての検討が行われることになるが,その検討に当たっては,制度の運用実態を各方面の関係者から幅広く聴取し,収集されたデータを用いた分析・評価を行うべきである。また,同条項においては,技能実習の在留資格に係る制度との関係も検討することとされていることに鑑み,政府において,外国人材の受入れについて,中長期的なビジョンを検討する会議体を設置し,国民の関心を高め,外国人材の受入れという国の在り方に関わる重要な課題について議論すべきである。

ウ 留学生の適正な受入れの推進

留学生の受入れに当たっては,我が国経済社会の発展,学術の振興等に資するよう,優秀な留学生の受入れを推進していく必要がある。

そのため,留学生の更なる受入れに当たっては,受け皿となる日本語教育機関等の受入機関の適正化が必須であることから,令和元年8月に改正した日本語教育機関の告示基準の適正な運用等の受入機関の適正化に係る取組を,関係機関が連携して,今後とも一層推進していくべきである。

留学生に選ばれる国となるためには,就職を希望する留学生に対する就職支援も重要な課題である。これについては,日本の大学・大学院を卒業・修了した留学生の就職のための在留資格「特定活動」の付与や起業促進を希望する留学生に対する各種の在留資格上の措置(在留資格「特定活動」の付与等)の制度周知を引き続き行う必要がある。

出入国在留管理庁においては,留学生が希望すれば日本での就職がかなえられるよう,政府全体での支援策を関係省庁とともに検討を進めるべきである。

第4 技能実習制度の適正化に向けた取組

(1) 現状・背景

在留資格「技能実習（1号イ，同口，2号イ，同口，3号イ及び同口を合わせたもの。以下同じ。）」で本邦に在留する外国人は，令和元年末時点で41万972人であり，過去最高を記録し，その数は近年増加傾向にある⁶。その一方で，技能実習生の失踪の発生⁷や不法残留者数の増加⁸などの問題も依然として存在している。

技能実習制度については，累次に渡って制度の適正化に向けた見直しが行われてきており，平成29年11月には，技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図ることを目的とした「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律」（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）が施行され，適正化に向けた取組が進められた⁹。また，出入国在留管理の観点から技能実習法の施行状況の検討等を行い，運用上の改善を図ることを目的として，平成30年11月に法務省に設置された「技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム」が「調査・検討結果報告書」を取りまとめ，平成31年3月，法務大臣に対して報告を行っている（資料10）。

出入国在留管理庁は，同報告書において示された運用改善方策を受け，失踪等の防止に資する制度の適正化を一層推進するという観点から，技能実習生に対する報酬支払いを，口座振り込み等，実際の支払額を確認できる方法で行うことを令和2年4月に義務化した。また，失踪に責任がある実習実施

⁶ 令和2年6月末における在留資格「技能実習」の在留外国人数は40万2,422人であり，第7次出入国管理政策懇談会が設置された平成28年末における在留者数(22万8,588人)と比べると，約1.8倍に増加している。

⁷ 平成31年・令和元年の失踪者数は8,796人で，平成28年の失踪者数(5,058人)と比較すると，約1.7倍に増加している。

⁸ 令和2年7月1日現在の不法残留者数は8万2,616人であり，そのうち「技能実習」の不法残留者数は1万2,457人で，平成28年7月1日時点と比較すると，約2倍に増加している。

⁹ 技能実習法においては，管理監督体制の強化策として，技能実習計画の認定制の導入，各段階修了時の技能評価の義務付け，監理団体の許可制が導入された。また，技能実習生の保護策としては，監理団体等が旅券や在留カードを取り上げる行為等についての禁止規定や罰則が設けられた。

者等の一定期間の新規受入れ停止についても、省令改正を行い、令和2年4月に施行した。

(2) 検討事項等

これまでの取組により、技能実習制度の適正化に向けて一定程度の進展が認められるものの、なおも一部の実習実施者等による長時間労働や賃金不払等の労働関係法令違反をはじめとした人権侵害行為が依然として発生している。

そのため、技能実習制度を共管している厚生労働省及び外国人技能実習機構と連携し、雇用管理に関する支援や指導を積極的に行い、技能実習生の失踪につながるような労働環境を是正するなどして、失踪を未然に防ぐ必要がある。

技能実習制度が適切に機能するために必要な取組として、実習実施者や監理団体の違反内容について引き続き適切に公表等するのみならず、日本人が従事する場合の報酬と同等額以上の適正な報酬であることをはじめとする労務管理、日本語教育を含む日本文化の理解促進の取組、地域住民との交流等優良事例の公表についても検討すべきである。また、優良事業者への優遇施策についても引き続き適切に実施していくべきである。

さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により解雇等された技能実習生については、可能な限り実習を継続できるよう監理団体等を指導すること、実習継続が難しい場合においては、在留資格変更許可の特例措置である雇用維持支援の一層の周知を行うなど技能実習生の支援のための対応をすることが必要である。

一方、技能実習生の令和元年中の失踪者数は8,796人となっており、技能実習生の中から不法残留になる者の数も増加していることから、引き続き技能実習生の失踪問題は大きな課題である。

技能実習生の失踪防止のため、上記(1)の施策等を着実に実施する必要がある。また、実習実施者や監理団体に労働関係法令を含む関係法令の遵守を徹底させる必要があるとともに、実習中の技能実習生に対し、技能実習修了後に選択可能な進路として特定技能制度の周知を行い、制度の認知・理解を深めてもらうように努めるべきである。

送出国当局による適切な送出国機関の認定、問題のある認定機関や監理団体等に係る情報の相互通報等を内容とする不適正な送出国機関の排除を目的とした二国間取決めについては、令和2年6月現在で14か国との間で締結さ

れ、これまで同取決めに基づき、日本側及び送出国側の双方において必要な情報の授受をしているが、技能実習制度の一層の適正化のためには二国間取決めを効果的に活用することが重要である。このような趣旨からは、二国間取決めの作成に未だ至っていない中国等の送出国について、早期の取決めの作成に努めることが必要である。

技能実習制度については、技能実習法の附則第2条の規定により、施行後5年を目途として、同法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは、同法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるとされていることから、この見直しを適切に検討・実施していく必要がある。また、特定技能制度の見直しにおいても技能実習制度との関係を含め検討していくこととされており、その際には、幅広く国民、企業等関係機関の声を傾けつつ、技能実習制度の適正化の方向性を踏まえ行われることが期待される。

第5 観光立国の実現に向けた取組

(1) 現状・背景

平成28年3月、内閣総理大臣を議長とする「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」において、訪日外国人旅行者数を2020年までに4,000万人、2030年までに6,000万人にすることが目標とされた。

訪日外国人旅行者数は、平成30年に3,119万人と初めて3,000万人を突破した後、令和元年には3,188万人と過去最高を記録した¹⁰。

ビザ緩和等の取組や受入れ環境整備等、政府を挙げて観光立国の推進に取り組む中、出入国在留管理庁も、外国人の円滑な出入国審査の実施に努めるとともに、各種の取組を実施している¹¹。

なお、現在は、世界的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、令和2年11月1日現在で152の国と地域を対象とする入国制限が実施されるなど、新型コロナウイルス感染症の国内流入を防止するための厳格な水際措置が実施され、訪日外国人の入国は制限されている。

(2) 検討事項等

令和3年に開催が予定されている東京オリンピック・パラリンピック競技大会へ向けて、今後も円滑な入国審査と厳格な入国管理を高度な次元で両立させることが出入国在留管理行政に対する要請であり、これに確実に対応していくことが出入国在留管理庁には求められている。同大会の選手・関係者について迅速な出入国手続を実施するとともに、国内外の関係機関と緊密に連携するなどして、テロ対策等の水際措置を講じ、同大会を標的とするテロ行為を未然に防止する必要がある。

そこで、厳格な入国管理については、体制の整備のみならず、IT技術・イノベーションを最大限に活用して、先進的で効率的な出入国在留管理体制

¹⁰ 観光庁「令和元年度の観光の状況 令和2年度観光施策」(令和2年6月16日閣議決定)

¹¹ 空港における入国審査待ち時間については、「観光ビジョン実現プログラム2020」(令和2年7月14日観光立国推進閣僚会議決定)において、引き続き、20分以内の目標を目指すとされている(資料11)。

その短縮に向けて、出入国在留管理庁は、上陸審査待ち時間を活用して個人識別情報を前倒しで取得するための機器、通称「バイオカート」を導入するとともに、日本人の出帰国手続に利用可能な顔認証ゲートの導入・拡大を進めている。令和元年7月からは、観光等の目的で入国した外国人の出国手続についても、顔認証ゲートの対象とする運用を開始している。

の構築を推進していくべきである。例えば、渡航前の事前スクリーニング等、円滑化と厳格化の両立に資する他国の先進的な取組についても調査を行い参考にしながら、我が国の実情にあった実用化に向けて検討することが期待される。

一方、円滑な入国審査については、これまで出入国在留管理庁では、自動化ゲート（顔認証ゲート）の導入を進めてきており、日本人の出帰国手続で利用されているほか、観光等の目的で入国した外国人の出国手続にも利用されている。自動化ゲート（顔認証ゲート）においては、出国及び帰国の証印が不要であること等から円滑かつ迅速な出入（帰）国手続が行われており、高く評価できる。

現在は、自動化ゲート（顔認証ゲート）と通常の入国審査官による審査が選択できるため、今後、観光立国の推進に当たっては、出入国者が増加することを見据え、自動化ゲート（顔認証ゲート）に集約するといった合理化の検討がされるべきである。

そして、新型コロナウイルス感染症に対する水際対策に重点を置き、新型コロナウイルス感染症対策や感染拡大の状況を注視しつつ、国際的な人の往来の漸進的拡大に備え、観光立国推進に向けた基盤の整備を進めていく必要がある。

第6 安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進

(1) 現状・背景

出入国在留管理庁は、テロリストや犯罪者などの入国を水際で確実に阻止するため、個人識別情報（指紋及び顔写真）の上陸審査への活用や、国際刑事警察機構（ICPO）の紛失・盗難旅券情報の活用、事前旅客情報（API）及び乗客予約記録（PNR）などの情報を活用した審査の実施など、各種の施策を講じている。

不法残留者に対しては、厳格な在留審査や不法就労防止に関する積極的な広報活動、摘発の強化や出国命令制度による不法滞在者の出頭の促進等の各種施策を積極的に実施した結果、平成5年当時に約29万9千人に達していた不法残留者数は減少の一途をたどり、平成26年には約5万9千人にまで減少した（資料12）。

しかしながら、平成27年以降、不法残留者は増加に転じており、令和2年1月1日現在で8万2,892人（対前年同日比11.8%増）となっている¹²。

不法残留者数が増加する中、不法残留を理由として退去強制手続を執った件数も増加しているものの¹³、退去強制令書の発付を受けているにもかかわらず、様々な理由により送還を忌避する者が相当数存在し、迅速な送還に対する大きな障害となっていることを、当懇談会は懸念している。送還忌避者の増加は、収容の長期化を招き、適正な出入国在留管理行政の実現を妨げる要因である。

そこで、送還忌避者の増加や収容の長期化を防止する方策やその間の収容の在り方を議論・検討するため、令和元年10月、当懇談会の下に「収容・送還に関する専門部会」を設置した。同専門部会は、計10回の会合を開催し、令和2年6月15日、送還を促進するための措置の在り方及び収容の在

¹² 不法残留者を国籍別に見ると、ベトナムが平成7年以降最も不法残留者が多かった韓国を抜いて最多となったほか、一時期減少していたタイが再び増加に転じるなど、東南アジア諸国の不法残留者数が急増している（資料13）。

また、在留資格別不法残留者数では、「短期滞在」及び「技能実習」からの不法残留者数が、前年同期と比べてそれぞれ3,840人増、3,061人増と著しく増加している（資料14）。

¹³ 不法残留を理由として退去強制手続を執った件数（出国命令手続を含む）は、平成29年は1万1,502件、平成30年は1万4,353件、令和元年は1万7,627件である。

り方を提言の柱とする「報告書『送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言』」を取りまとめ、同月29日、当懇談会の第20回会合にて報告した後、同年7月14日、法務大臣に同報告書（資料15）を提出した。

（2）検討事項等

不法残留者数が増加傾向にあることを踏まえ、上陸審査のより一層の厳格化を図るとともに、退去強制手続のより適切な実施などにより、不法滞在者の更なる縮減に向けて、適切に対処していくことが求められる。

水際対策の厳格化のためには、個人識別情報や乗客予約記録等の情報を活用した上陸審査の効果的な運用を更に推進する必要がある。その際は、IT技術の新たな活用についても積極的に検討すべきである。

また、不法残留者の縮減のため、国内に不法滞在・偽装滞在する者等に対する対策を引き続き強力に進める必要がある。加えて円滑な送還のためにはチャーター機送還は効果的であるが、その実施に当たっては適正な手続を経た上で、チャーター機送還の一層の充実を行うべきである。このほか、自主的帰国者を増やすため、国際移住機関（IOM）が実施している自主的帰国・社会復帰支援プログラムのより一層の活用を図るべきである。

さらに、在留管理の強化については、出入国在留管理行政においては、現在、中長期在留者の管理を在留カード番号により行っているが、中長期在留者はマイナンバーを付与されていることから、在留管理にマイナンバーを活用できないかとの意見があった。一方、マイナンバーを在留管理に活用することについては、プライバシー権等の観点から慎重な検討が必要であるとの指摘もあり、今後、政府全体でのマイナンバーの利用範囲の拡大等の議論を踏まえて検討されるべき課題である。

送還忌避者の増加と収容の長期化の課題については、送還すべき者と在留を認めるべき者を適切に判別することに留意しつつ、送還すべきとされた者の送還を促進し、長期収容を解消するための施策を実施すべきである。その施策の検討に当たっては、一部委員から出された懸念点にも留意しつつ、「収容・送還に関する専門部会」の提言を踏まえたものとすべきである。

出入国在留管理庁においては、本提言を踏まえて必要となる法制上・運用上の各種施策を速やかに検討した上、これらを適切に組み合わせて実行に移し、送還忌避・長期収容問題の解決に努めるよう求めたい。

第7 難民の適正かつ迅速な保護の推進

(1) 現状・背景

ア 難民認定制度に関する取組

難民の受入れは国際社会において果たすべき重要な責務であるとの認識の下、我が国は昭和56年に難民条約、昭和57年に難民議定書に加入し、難民認定手続に係る必要な体制を整えてきた。

世界の難民情勢は、シリア問題の深刻化等により第二次世界大戦以降最多の難民・避難民が発生する厳しい状況にあり、欧州等では大量の難民・避難民の流入が問題となっている。難民をめぐる状況は、大量の難民・避難民を生じさせる国との地理的要件など我が国と欧州等では異なるが、近年、我が国での就労等を目的としていると思われる濫用・誤用的な申請が相当数見受けられることを要因として、我が国における難民認定申請者数が急増した結果、難民認定手続の処理期間が長期化し、真の難民を迅速に保護する上で支障が生じる事態となっていた。

このような状況を踏まえ、平成25年10月、第6次出入国管理政策懇談会の下に「難民認定制度に関する専門部会」が設けられた。同専門部会においては、難民認定申請が急増する中における適正かつ迅速な案件処理のための方策、人道上の観点から在留を認める処分の在り方、難民認定申請者に対する支援の在り方の3点について検討が行われた。その後、平成26年12月に同専門部会から法務大臣に対して「難民認定制度の見直しの方角性に関する検討結果(報告)」(以下「平成26年提言」という。)が提出された。

出入国在留管理庁は、平成26年提言を踏まえ、申請案件の振分け期間を設け、振分け結果を在留資格に反映、難民である可能性が高い申請者など、真に庇護が必要な者に対する更なる配慮、濫用・誤用的な申請に対する従来よりも厳格な対応を主な内容とする難民認定制度の運用の見直しを行った(資料16)。その結果、急増していた難民認定申請者数は平成30年に大幅な減少に転じた一方で、難民認定者数は増加し、令和元年の難民認定者数も対前年比でほぼ横ばいとなった(資料17, 18)。

このことから、濫用・誤用的な申請を抑制し、真の難民の迅速な保護を図るための一連の取組が一定の効果を上げていると認められるものの、我が国での就労等を画策する手段としての濫用・誤用的な申請は依然として相当数見受けられる状況である。

イ 第三国定住難民制度に関する取組

政府は、アジア地域での難民に関する諸問題に対処するため、閣議了解等¹⁴に基づき、パイロットケースとして平成22年からタイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民の受入れを開始した。

その後、平成26年1月に今後の方針に係る閣議了解¹⁵がなされ、平成27年以降は第三国定住難民の受入れを本格実施し、マレーシアに滞在するミャンマー難民を受入れ対象とすることとされた（資料19）。

平成30年10月、受入れ対象拡大の要否等について検討を行うため、関係省庁及び有識者から構成される「第三国定住による難民の受入れ事業の対象拡大等に係る検討会」が設置された¹⁶。令和元年6月には、同検討会の検討結果を踏まえ、平成26年の閣議了解の内容を一部変更し、今年度以降、受入れ対象について、出身国・地域を限定することなくアジア地域に一時滞在する難民へと拡大した上で、受入れ人数についても、その上限を引き上げ、年に約60人の範囲内で受け入れる事業を実施することについて閣議了解¹⁷がなされた。

（2）検討事項等

難民を迅速に保護することは国際社会の要請であって、これに適切に対応していくことが求められている。我が国では、これまでも難民と認定すべき者を適正に認定し、また、難民とは認定できない場合であっても、本国情勢等を踏まえ、人道上配慮が必要な者には我が国への在留を認めてきた。しかしながら、難民該当性の判断の基準が不明確である、あるいは、諸外国に比

¹⁴ 「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの実施について」（平成20年12月16日閣議了解）、「第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケース実施の具体的措置について」（平成20年12月19日難民対策連絡調整会議決定）

¹⁵ 「第三国定住による難民の受入れの実施について」（平成26年1月24日閣議了解）：マレーシア国内に一時滞在しているミャンマー難民のうち、UNHCRが国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦する者であって、かつ、日本社会への適応能力があるものであって、生活を営むに足る職に就くことが見込まれるものといった定住許可条件等が決定された。

¹⁶ 「第三国定住による難民の受入れ事業の対象拡大等に係る検討会について」（平成30年10月22日難民対策連絡調整会議決定）

¹⁷ 「第三国定住による難民の受入れの実施について（一部変更）」（令和元年6月28日閣議了解）

べて難民条約の解釈が厳しいことが難民認定数を押し下げているなどの指摘も受けており、難民該当性に関する規範的要素を可能な限り一般化・明確化し、行政の透明性を高めることが求められていると考える。

これへの対応としては、「収容・送還に関する専門部会」の提言を有効に実施するためにも平成26年提言を踏まえた施策を、引き続き、着実かつ速やかに実施していくべきである（資料20）。

具体的には、難民認定制度の透明性向上の観点から、出入国在留管理庁においては、我が国での実務上の先例、諸外国での事例、UNHCRが発行する諸文書等を参考としつつ、難民該当性に関する規範的要素の明確化を進めていくべきである。さらに、難民条約制定当時には必ずしも難民として想定されていなかったいわゆる「新しい形態の迫害」についても、例えば、ジェンダーに起因する迫害など、的確に保護を行うことを検討すべきである。

次に、例えば、本国が内戦状態にあり、当該国に帰国すれば戦闘に巻き込まれ、命を落とすおそれがある者など、難民条約上の難民と認められないものの国際的に保護の必要がある者に対しては、国際社会の動向を踏まえ、かつ、国際人権法上の規範に照らし、国連や国際人権条約体、欧州諸国の取組なども参考にしながら、難民に準じた法的地位を付与するための新たな法的枠組みの創設を検討すべきである。

また、濫用・誤用的な申請の抑制を図る一方で、事案の内容に即した難民審査のなお一層の合理化・効率化が求められることから、UNHCRなどとも引き続き連携・協力し、出身国情報等の収集・分析の体制をより一層強化するとともに、研修やケーススタディなどを通じて難民認定実務に携わる者の高度な専門知識の修得及び調査能力の更なる向上を図っていくべきである。これに加えて、適正手続保障の観点から、代理人の立会いを認める範囲など、申請者の置かれた立場に配慮した一次審査における適切な事情聴取の在り方を検討する必要がある。

上記の平成26年提言を踏まえた施策のほか、近年における難民認定申請者数の急増傾向及び申立内容の多様化に対応するため、難民調査官や難民審査参与員の審査体制の強化をはじめ、難民認定制度が将来にわたり適正な運用がされるように不断の見直しを行うべきである。これに併せて、行政の公正性や適正性を維持する観点から、難民認定業務の専門性・独立性をより高めるために、その組織の在り方について検討することを求めたい。また、出身国情報の収集についてUNHCRの積極的な協力を受けることなどの諸

方策についても、更に具体的な議論が進められていくことが強く期待される。

さらに、第三国定住難民についても、難民問題に関する負担を国際社会において適正に分担するという観点を踏まえ、受け入れる地方公共団体とも連携しながら円滑な受入れを進めていく必要があるほか、人の国際移動の問題は諸外国や国際社会全体の動向と密接に関連していることを踏まえると、我が国としても難民支援を含む人道支援や外国人の人権擁護に向けた国際協力により一層積極的に関わる姿勢を示すことが重要である。そのためには、各種国際会合への積極的な参加や関係省庁とのリエゾン体制の強化など、関係省庁・機関と連携を図っていくべきである。

第8 出入国在留管理における新型コロナウイルス感染症への対策

(1) 現状・背景

令和元年12月以降、新型コロナウイルス感染症は世界的な感染拡大の様相を呈し、我が国もその影響を大きく受けた。令和2年1月31日の閣議了解¹⁸により、上陸申請日前14日以内に中国湖北省に滞在歴のある外国人及び同省発給の旅券を所持する外国人について、入管法第5条第1項第14号に該当するものと解して上陸を認めないとする措置が執られた。その後、累次の閣議了解等を踏まえ、上陸拒否の対象国・地域は順次拡大され、令和2年11月1日現在で152の国・地域が対象となっている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために上陸拒否措置が執られる一方、それと両立する形での国際的な人の往来再開に向けた措置も順次進められてきた。令和2年10月1日から、防疫措置を確約できる受入企業・団体がいることを条件として、全ての在留資格(「短期滞在」は商用目的に限る。)を対象に全ての国・地域からの新規入国が認められることとなった。また、11月1日には、上陸拒否の対象国・地域の指定が一部解除された^{19 20}。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、在留外国人の中にも、解雇等社会生活上の困難を抱える者が発生した。そのため、出入国在留管理庁において、そのような困難を抱える者に対し就労の継続を可能とする在留資格上の特例措置等を実施している。

また、令和2年9月には、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて困っている外国人からの相談を受けるため、令和2年7月に開所した外国人在留支援センター(FRESC/フレスク)内にFRESCヘルプデスクを設け、多言語かつ無料の電話相談を実施している。

¹⁸ 「中華人民共和国で感染が拡大している新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」(令和2年1月31日国家安全保障会議決定 閣議了解)

¹⁹ 「中華人民共和国で発生した新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組について」(令和2年10月30日国家安全保障会議決定 新型コロナウイルス感染症対策本部での報告・公表)

²⁰ 技能実習生についても新規入国が認められているところ、入国前に必要なPCR検査にかかる費用等の負担については、外国人技能実習機構ホームページ等(技能実習生がレジデンストラックを利用して入国する場合に関するよくあるご質問について)において、実習実施者が負担することが望ましく、技能実習生本人に負担させるべきではない旨示されている。

さらに、法務省ホームページの「外国人生活支援ポータルサイト」において、「新型コロナウイルス感染症関連情報」として関係省庁が提供している関係情報の多言語（やさしい日本語を含む。）版を一元的に情報提供するとともに、適宜、情報を地方公共団体等に提供している。

一方、出入国在留管理庁の施設には、閉鎖空間である収容施設のほか、申請人等と職員が直接に接する出入国審査場や在留申請窓口があるが、ひとたび新型コロナウイルス感染症の感染が発生すれば、感染者だけでなく、多くの人の健康と出入国在留管理行政の遂行に重大な影響を及ぼしかねないことから、令和2年4月、入管施設で実行すべき感染防止のための具体的な方策を定めた「入管施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」（令和2年7月16日改訂）（以下「感染症対策マニュアル」という。）が策定された。これに基づき全国の出入国在留管理庁の施設において同マニュアルに基づいた感染症防止措置が実施されている。

（2）検討事項等

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐための情報共有等政府内のシームレスな連携は最重要課題のひとつである。

まず、国際的な人の往来の再開に向けた段階的措置については、国内外の新型コロナウイルス感染症の感染状況等を関係機関と共有し、感染拡大を防ぐために必要な情報を分析するなど、エビデンスに基づいて判断を行い、今後の状況に応じて上陸拒否措置を再実施する場合の指標や基準についても併せて検討しておく必要があるものとする。なお、その際は、永住者をはじめとする中長期在留者については、我が国への定着性も考慮し、新規入国者とは異なる配慮がなされるべきである。

次に、在留外国人に対する支援に関しては、在留資格上認められた就労期間が終了したにもかかわらず帰国できなかつたり、雇用契約などが途中で終了したために生活に困窮するなどの状況も発生していることから、これらの点にも配慮することが必要である。そのため、在留外国人、地方公共団体等の要望やニーズを聴取・分析して、的確かつ効果的な支援を行うことが求められる。特に、関係機関間の情報共有が十分とは言えない現状にあって、在留外国人支援施策立案の基礎となる新型コロナウイルス感染症関連情報などの情報の収集・共有体制を早急に構築することが求められる。そして、収集・共有された情報の中から、在留外国人の支援につながると考えられる情報を、外国人在留支援センターを活用するなど多様な手段を用いて、迅速か

つ分かりやすく提供を実施するなど、きめ細やかな対応を行うことが必要である。

ことに感染防止に資する情報の発信に当たっては、在留外国人が理解しやすいように、やさしい日本語や多言語で発信すること、多言語による相談対応を行うことが求められる。

出入国在留管理庁の施設における感染防止対策に関しては、感染症対策マニュアルに基づく措置を徹底するとともに、収容施設においては、各施設の実情を踏まえつつ、更なる有効な感染防止対策についても検討を進めるべきである。

新型コロナウイルス感染症は、働き方や生活様式など、我が国社会の在り方に大きな変革を迫っている。このような状況にあって、出入国在留管理庁として、在留外国人のための適切な施策を更に進めていくべきである。

第9 その他

(1) 日系四世の受入れについて

日系四世については、これまで「定住者」の在留資格をもって在留する日系三世の扶養を受ける未成年で未婚の実子として日本への入国・在留が認められていたところであるが、平成30年7月、日系四世受入れサポーターの方からの支援を受けながら、日本文化を習得する活動等を通じて日本に対する理解や関心を深めてもらい、日本と現地日系社会との懸け橋となる人材を育成することを目的とした新たな受入れ制度が実施された。

本制度に基づく日系四世の受入れについては、令和2年9月30日時点における在留資格認定証明書交付件数が121件、入国者数が87人となっている。

本制度は、日本と現地日系社会との架け橋となる人材の育成を目的とするものである。出入国在留管理庁は、その目的を実現するために、日系社会に対して制度への理解を深めるための広報を行い、より多くの方々に制度を活用してもらえよう努める必要がある。

共生社会の実現のためには、このような人材を通じて日本を理解してもらうことが重要であるため、今後、出入国在留管理庁において、制度利用の実態把握を行い、制度の活用のための方策の検討を期待したい。

(2) 「永住者」の在留資格の在り方について

我が国に在留する永住者の数は年々増加し、令和元年末時点では約80万人に達しており、全在留外国人の27%を占め、在留資格の中で最も多くなっている。

「永住者」の在留資格を有する者に対しては、出入国在留管理庁がその在留状況を定期的に確認することができない。そのため、永住許可後に公的義務を履行していないなど、一定の状況が発生した場合に「永住者」の在留資格を取り消す制度を設けることには一定の合理性があるのではないかとの意見もあった。他方、「永住者」の在留資格の取消しは、永住者が我が国で築いた生活の基盤に深刻な影響を与えるものであり、そのような制度を導入することにより、海外の優秀な人材が我が国に生活の基盤を移すことを躊躇する結果となるなどの懸念も示された。いずれにしても、外国人やその関係者等各方面から幅広く意見を聴くとともに、諸外国の永住許可制度の例も参考にするなどして、丁寧な議論を行っていく必要がある。

そこで、まずは、政府において公的義務の履行状況をはじめとする「永住

者」の実態について調査を行い、その情報を広く社会・国民に提供していくことが必要である。その上で、今後の「永住者」の資格の在り方については、規制及び緩和の両面から検討が進むことを期待したい。

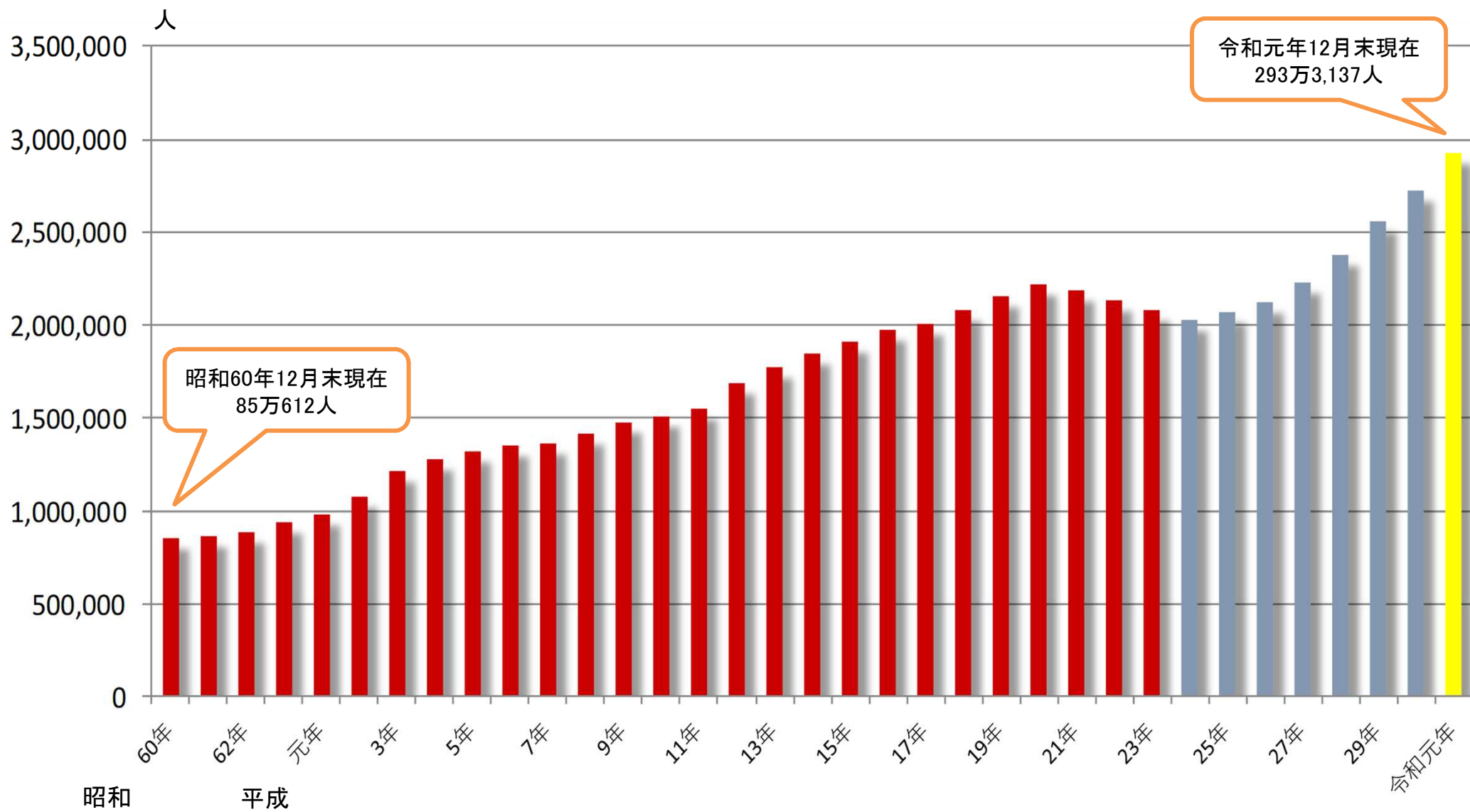
資料

- 資料1 在留外国人数の推移
- 資料2 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）の概要
- 資料3 外国人労働者数の内訳
- 資料4 高度人材ポイント制の認定件数（累計）の推移
- 資料5 本邦の大学等を卒業した留学生による起業促進について
- 資料6 特定技能制度運用状況
- 資料7 「日本語教育機関の告示基準」及び「適正校・非適正校選定基準」の見直し
- 資料8 留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針
- 資料9 留学生の就職支援
- 資料10 技能実習制度の運用に関するプロジェクトチームの調査・検討結果（概要）
- 資料11 観光ビジョン実現プログラム2020（抜粋）
- 資料12 不法残留者数の推移
- 資料13 国籍・地域別 男女別 不法残留者数の推移
- 資料14 在留資格別 不法残留者数の推移
- 資料15 報告書「送還忌避・長期収容問題の解決に向けた提言」
- 資料16 難民認定制度の運用の更なる見直しの概要
- 資料17 難民認定申請者数の推移
- 資料18 難民認定数等の推移
- 資料19 第三国定住による難民の受入れ実施状況・実績
- 資料20 難民認定制度に関する専門部会における提言への対応状況

※その他添付資料

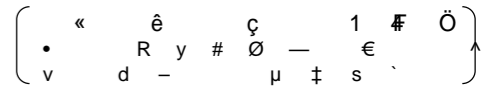
- ・第7次出入国管理政策懇談会開催状況（参考）

在留外国人数の推移



※ 各年末現在。平成23年までは外国人登録者数。平成24年以降は、在留外国人数。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）の概要



我が国に在留する外国人は令和元年末293万人、外国人労働者は令和元年10月末166万人と、過去最高。加えて、平成31年4月から特定技能外国人の受入れを開始。令和元年12月に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を改訂し、関連施策を着実に実施。
→現下の新型コロナウイルス感染症への対応を適切に行いつつ、引き続き、外国人材を円滑かつ適正に受入れ、受入れ環境を更に充実させる観点から、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和2年度改訂）」を策定（191施策）。今後も政府一丸となって、関連施策を着実に実施するとともに、総合的対応策の充実を図る。

1 外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

(2) 啓発活動等の実施

> 住宅確保のための環境整備・支援
s_ÖË| Q J`*£÷& JN ー- @-[õ•gËÜ-Á, O-•
> 金融・通信サービスの利便性の向上

(3) 日本語教育の充実（円滑なコミュニケーションの実現）

2 外国人材の円滑かつ適正な受入れの促進に向けた取組

(1) 特定技能外国人のマッチング支援策等

(2) 特定技能試験の円滑な実施、特定技能制度の周知・利用の円滑化等

(3) 悪質な仲介事業者等の排除

(4) 海外における日本語教育基盤の充実等

○
○ JICA

(4) 外国人の子供に係る対策

(5) 留学生の就職等の支援

(6) 適正な労働環境等の確保

(7) 社会保険への加入促進等

3

3 生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

> 行政・生活情報の多言語・やさしい日本語化、相談体制の整備

> 地域における多文化共生の取組の促進・支援

(2) 生活サービス環境の改善等

> 災害発生時の情報発信・支援等の充実

> 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題等への対応の充実

4 新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

(2) 在留管理基盤の強化

(3) 留学生の在籍管理の徹底

(4) 技能実習制度の更なる適正化

(5) 不法滞在者等への対策強化

